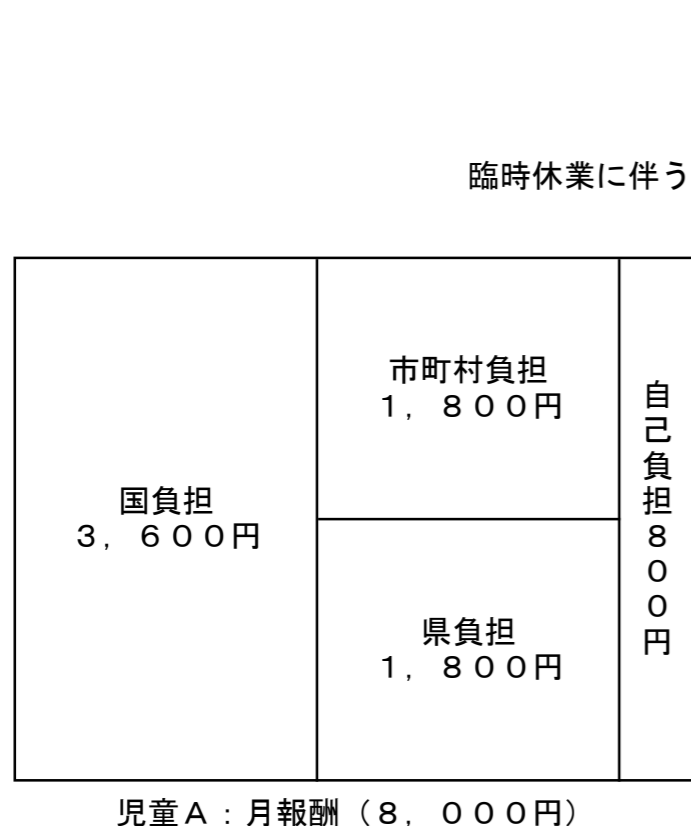


特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業（イメージ）

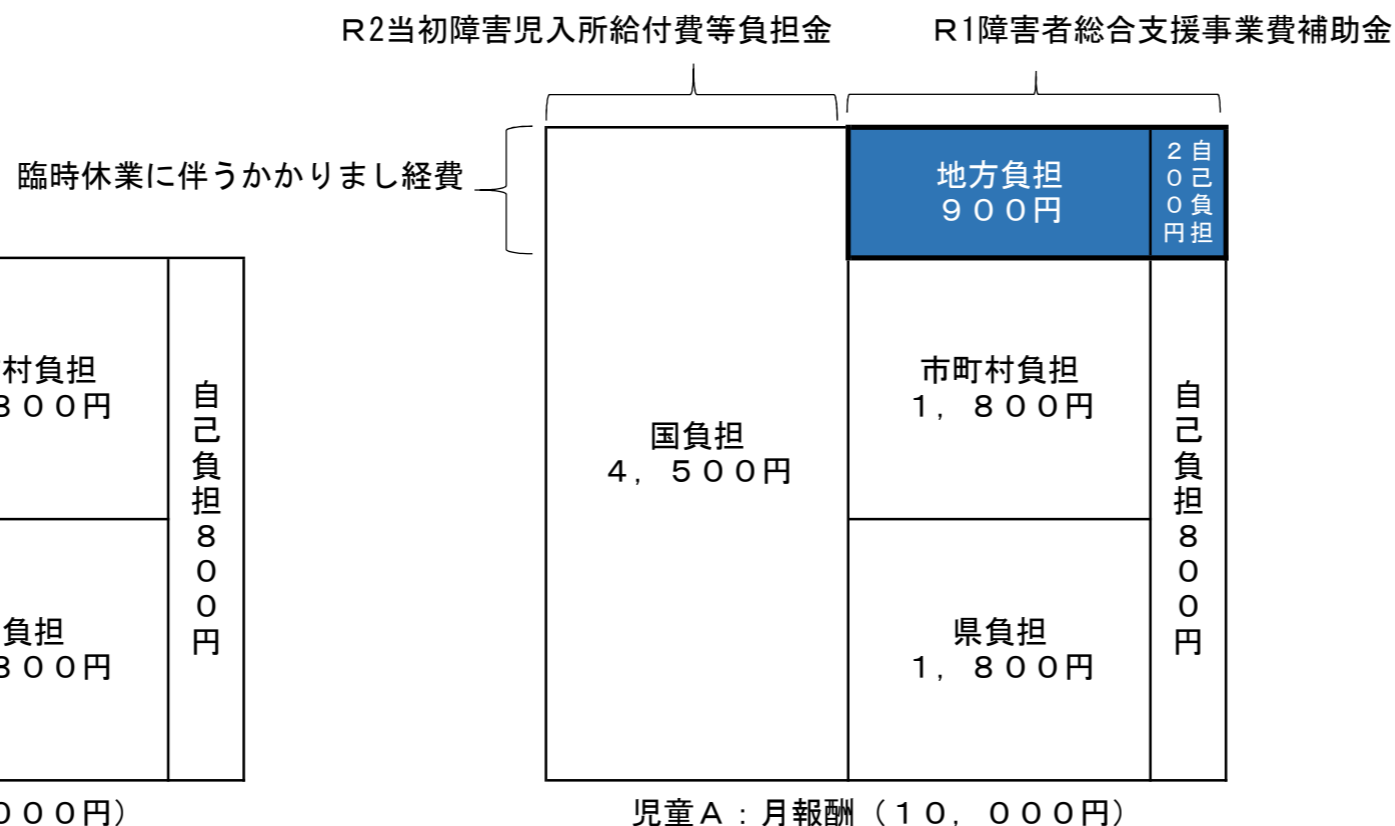
(1) 学校の臨時休業により追加的に生じたサービス分に係る
利用者負担及び地方負担に係る経費（国10/10）

(1) 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助
に係る経費（国1/2 県1/4 市町村1/4）

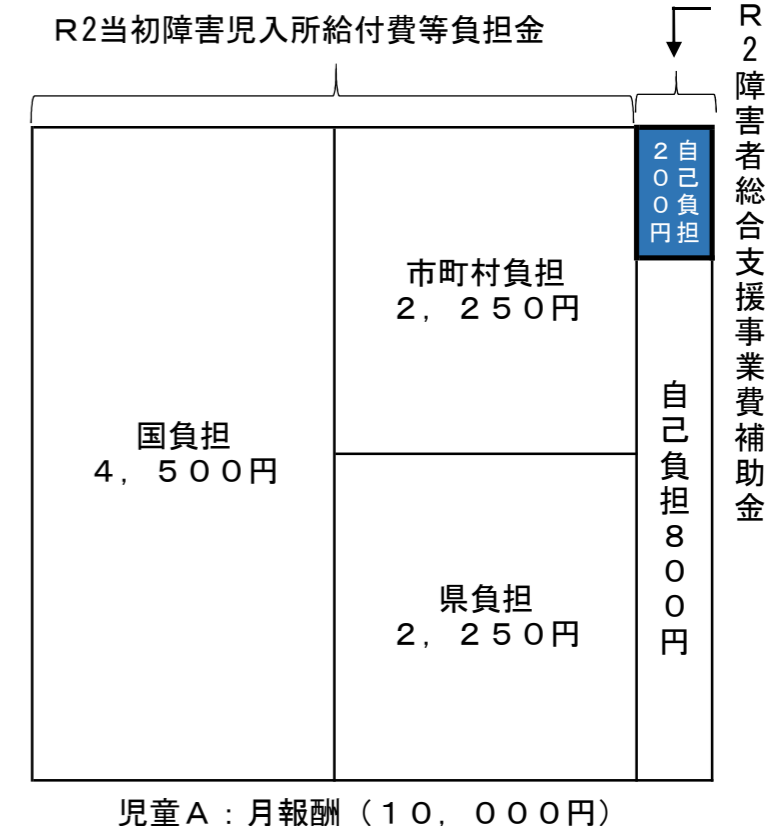
【通常】



【3月分】



【4月分】



〈対象となる経費〉

- ①学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬
- ②学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬
- ③学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬
- ④事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬

〈対象となる経費〉

- ①学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬に係る利用者負担
- ②学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係る利用者負担
- ③学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

(2) 代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

(国1/2 県1/4 市町村1/4)

【通常】

国負担 3,600円	市町村負担 1,800円	自己負担 800円
	県負担 1,800円	

児童B：月報酬（8,000円）

【3月分】

(対象外)

【4月分】

R2当初障害児入所給付費等負担金		R2 障害者 総合 支援 事業 費 補助 金
国負担 4,500円	市町村負担 2,250円	
		自己負担 1,000円
県負担 2,250円		

児童B：月報酬（10,000円）

〈対象となる経費〉

児童が新型コロナウイルス感染症を予防するため欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skypeその他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供行った場合に算定される報酬に係る利用者負担

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者と児童との個別のやりとり
- ・ 状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート